

第3回宮城県再生可能エネルギー税制研究会 議事録

日 時 令和5年1月19日(木)
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 宮城県行政庁舎4階 庁議室

司 会 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。
本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、会議室で出席されている皆様には、御発言の際も含め、マスク着用をお願いしております。また、定期的な換気等を行わせていただきます。
御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。
開会に先立ちまして、本日の配付資料を確認させていただきます。
事前にお送りしております資料は、会議次第と資料1から資料3、参考資料、席次表でございます。お送りした資料と同じものを机上に配布しております。
資料に不足はございませんでしょうか。
(特になし)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第3回宮城県再生可能エネルギー税制研究会を開催いたします。

本研究会は、情報公開条例第19条の規定により公開するものとし、報道陣の入室及び撮影も許可しておりますので、御了承願います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、田中座長にお願いしたいと存じます。田中座長、お願いいたします。

田中座長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。
次第には議事(1)から(3)まで記載されており、この順番のとおり進行したいと考えておりますが、本日の研究会で議論していただきたい内容は、基本的に議事(1)と議事(2)になると思います。議事(1)は新税の必要性等についての検討であり、議事(2)は、仮にその必要性があった場合に、どのような内容の税制にするかという検討になります。一方、議事(3)はこれまでの論点整理ですので、基本的には省略させていただくということになります。
議事(1)新税の必要性等については、これまでも議論していただいた事項であり、その議論を踏まえた内容を確認するというものですので、改めて議論することまでは考えておりませんが、補足的な御意見があればお願いしたいと思います。議事(2)新税の税負担については、本日の中心となる議事であり、税負担の内容等をどのように考えるかというものになります。
それでは、議事(1)新税の必要性等について、事務局から御説明をお願いします。

笹森課長 (資料1に沿って説明)

田中座長 ありがとうございます。
ただ今の事務局の御説明や資料について、これまでの議論を含めて、新税の必要性等に関する留意点などで追加すべきものがあれば、委員の先生方の御意見をお願いしたいと思います。齋藤先生、お願いいたします。

齋藤委員 新税の必要性については特に異論ありませんが、資料1の4ページに記載している

得られる利益と失われる利益については、もう少しわかりやすく整理できないのかなと思います。誰がどのような利益を得て、誰がどのような利益を失うのかという点について、誰がという点あまり明確になっていないので、それを明確にする必要があるのではないかと思います。税金があった場合に、それをどこに向けて使うのかという点もう少し明確になるのではないかと思いますという印象を持ちました。

また、細かい点になりますが、利益という言葉が本当に適切かどうかという疑問もあります。経済学的に言えば収益から費用を引いたものが利益になると思うのですが、それと同様に考えた場合に、この資料における利益がどういう意味になるのかという点が気になりました。

最後に、資料1の7ページについて、納税事業者の部分に吹き出しで「地域と共生する事業、県民に理解される事業にしたい」とありますが、これは矛盾しているのではないかと思います。というのは、納税した事業者というのは、地域と共生しないということを意思表示しているような事業者なのではないかと思うからです。適地で事業を実施するということが地域と共生することの表れであるとするれば、納税事業者は地域と共生しないという意思表示をしていることにならないのかという疑問を感じました。

田中座長 ありがとうございます。
 佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員 私も新税の必要性を否定するものではありませんが、税であるとはいえ、事業者の経済的自由に影響を与えることとなりますので、あえて細かいことを言わせていただきたいと思います。

まず、資料1の3ページに記載されている新税の目的について、前回も依然として不明確ではないかという御指摘があったかと思いますが、再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と平野の未利用地などへの適地誘導を図るという点と、地域と共生する再エネ発電施設の設置を促進するという点との関係性がまだ不明確だと感じます。大規模森林開発の抑制によって必ずしも地域と共生する再エネ発電施設の設置が促進されるとは限らず、また、非課税措置でも問題になると思いますが、場合によっては地域との共生という観点と大規模森林開発の抑制という観点が対立する可能性があると思います。地域が大規模森林開発を是認する場合には、その地域の判断を優先するという方向になるのかと思いますので、その点も含めて、もう少し目的を整理することができるのではないかと思いますという印象を持ちました。

次に、先ほど齋藤先生からもお話のありました資料1の4ページの得られる利益と失われる利益について、私の専門である憲法学の視点からは、憲法が保障する自由や権利を規制することが許されるかという場面では、その規制によって得られる利益と失われる利益を比較衡量するということがございます。その場面と同義の用語であるとするれば、失われる利益は、一般的には事業者の利益であると思います。大規模森林開発を行った上で再エネ発電事業を実施する事業者において、財産権といえるのかは疑問が残るとしても、少なくとも経済的自由が制約されるわけですから、そのことを明確にしなくてよいのだろうかという点が気になりました。

また、最初に申し上げたところと関連しますが、地域の同意があれば森林であっても非課税とするということについては、やはり目的との関係で整合性があるのかという点が不明瞭だと思いますので、主たる目的は何かという観点から整理しておく必要があると感じました。

最後に、資料1の6ページについて、今回の税と除外区域との関係を確認したいのですが、除外区域であっても再エネ発電施設の設置を認める場合があり、課税対象になることもあるということなのか、それとも、除外区域での設置は認められないの

で、除外区域以外で促進区域を除いたところが実質的な課税対象になるということなのか、といったような点をもう少し詳しく御説明いただきたいと思いました。

田中座長 ありがとうございます。
多田先生，お願いいたします。

多田委員 私も税を導入することに異論はありませんが、資料1の8ページについて、税収があった場合の用途は想定されているようですが、どこにという観点も重要だと思います。最初の斎藤先生のお話にも関連するように思いますが、森林に再エネ発電施設が設置されてしまったことで地域住民の方々が失うものがあるとして、税収によりそれを補うということも考えられるのではないかと感じました。

田中座長 ありがとうございます。
吉村先生，お願いいたします。

吉村委員 前回までの研究会では、税の性格から考えて、個別の事業者に対して課税する理由の検討が必要ではないかという意見を申し上げておりました。今回の御説明の中で、地域と共生した形での再エネ推進に県としてどのように取り組んでいくのかというパッケージが説明され、そのパッケージの中で税をどのように用いるのかといった考え方が明確になったと思います。個別の事業者というよりは、県内に進出を考えている再エネ発電事業者などの集団との関係で税を導入するというところで、課税する理由の説明がついたように思います。

田中座長 ありがとうございます。
私からもいくつか申し上げると、一つは、委員の先生方からの御意見もありましたが、税の導入の検討に当たっては、どのような利益や価値が対立しているのかということ、常に念頭に置いておく必要があると感じています。今回の税でいえば2つの面に対立があり、その一つが公的価値同士の対立で、すなわち森林等を保存していくというような価値と再エネ発電施設の設置により再生可能エネルギーを充実させていくというような価値との対立であると思います。もちろん双方の価値が両立することが望ましいですが、森林開発を伴って再エネ発電施設が設置されるという状態にある中で、県としてこの対立をどのように考えているのかというのが重要な点になると思います。極端な言い方をすれば、森林開発に繋がるような再エネ発電施設の設置はまかりならず、森林価値を優先すると考えているのか、それとも、原則は森林価値を優先するが、合理的な事情や理由などがあれば森林価値が後景に退くような場合もあり得ると考えているのかということになります。この判断次第で制度設計の考え方が変わってくると思います。税導入の検討が地域住民との様々なトラブル等を契機にしていることもあり、森林価値を重視するというような意識が強かったと感じております。その中で新税の導入についての基本的な同意が得られたこととなりますが、議論を進めるに当たって、県として公的価値同士の対立をどう考えるかが改めて重要になってくるのではないかとということです。

もう一つは、御承知のように、政策税制として税を導入することからすれば、仮にその政策効果が100%発揮された場合、税収はないということになります。それが税といえるのかという根底的な議論はあり得るにしても、理論上はそうなるということです。そのことを前提にすると、資料1の税収に関する記載はあるものの、県としては税収を求めて無理に税を導入するものではないということになりますので、その点は明確にされた方がよいと思います。

以上のような点にも留意して、新税の必要性を整理していただいた方がよろしいか

と思います。

ただ今の委員の先生方の御意見や御質問について、現時点で事務局からコメントがあればお願いしたいと思います。

小林室長　まず、佐々木先生から御質問いただきました資料1の6ページについて、左側の図において緑色の枠内を県全体とした場合、その中に、促進区域を設定することができない区域として国が定めた除外区域（国基準）と、国の基準等を参考に県が追加的に定めた除外区域（県基準）があることとなります。その上で、除外区域以外において、再エネ事業を促進してもよい区域として市町村が定めたものが促進区域ということとなります。

一方で、新税は県全体ではなく、県内の森林というエリアにかけるものですので、図の見方を変えて緑色の枠内を県内の森林とした場合、森林の中でも除外区域以外であれば促進区域を設定できるということになり、その促進区域内に設置される再エネ発電施設は非課税にするということになります。国の考え方として、促進区域はあくまでポジティブゾーニングということになっておりますので、促進区域以外に再エネ発電施設を設置してはならないということではありませんが、そこだと税がかかるということになれば、自ずと促進区域に誘導されることになるという考え方でございます。

次に、田中座長からお話のありました森林保護という点を優先するのか、地域との共生という点を優先するのかということについては、森林の多面的機能というものを踏まえて、再エネ発電施設を設置するのであれば森林以外にしていきたいというのが県としての基本的な考え方です。しかし、森林に設置する場合であっても、地域の合意などがあれば非課税にするということで、国の施策等との整合も図ってまいりたいということでございます。その中で、どちらを優先するのかということは非常に難しい点ではありますが、県土の約57%が森林になりますので、一口に森林と言っても地域によって価値基準が異なると思います。この森林は守りたいというところもあれば、この森林は開発されてもよいというところもあり、地域の考え方が様々だと思いますので、促進区域の設定や非課税事項に取り入れることにより、その地域の考え方を尊重してまいりたいと考えております。端的に申し上げるのは非常に難しいのですが、森林以外に再エネ発電施設を誘導することを基本としながらも、地域の考え方に応じた誘導ができるようにしたいと思っております。

笹森課長　政策税制ということを考えると税収がないのが成功ということになるというお話について、そうなることが理想であり、基本的にはそのような考え方をベースとして持っております。その一方で、次の議事（2）にも関係しますが、現実には必ずしも税収がないとは限りませんので、用途や財政需要についても検討しているところでございます。

司　　会　　多田先生が手を挙げていらっしゃいますので、多田先生、お願いいたします。

多田委員　ただ今の御説明によると、市町村が森林に促進区域を設定すれば、森林であっても再エネ発電施設を設置できるということになりますが、適地としては平野の未利用地や耕作放棄地のような場所を想定しているという話があったと思います。税収の用途によっては、恣意的な判断にもなり得るのではないかと感じました。私としては、市町村が促進区域を設定するのは森林以外の場所という認識でしたので、ただ今の御説明には驚いた部分があります。

小林室長　先ほど申し上げましたとおり、まずは森林の多面的な機能を守っていきたいという

ことになります。一方で、繰り返しになりますが、環境アセスメント等の手続を経て森林の機能などを維持しながら実施されるもので、地域の方々が認めた事業ということであれば、その事業は是認すべきではないかということです。この点は、新税を導入するのであれば、国の施策に適合しているものでなくてはならないということもありますので、たとえ森林であっても、促進区域であれば非課税にせざるを得ないと考えております。

田中座長 これは見解が分かれる重要な争点になると思います。新税の制度設計をする場合に、仮に住民の合意があれば非課税にすると定めたとしても、住民の合意があることをどのような指標で判断するのかという問題があり、また、税があまり小回りの利くものではないということもあり、どのように考えたらよいかという結論が現時点で出るものではありませんので、引き続き検討をお願いするというところでよろしいかと思っております。

小林室長 少し補足させていただくと、地域の合意があることは促進区域を設定する際の一つの要件にすぎませんので、その他に災害防止、自然環境、文化なども考慮することになり、市町村の設置する協議会において、環境保護の専門家、地域の経済団体や事業者なども交えて御審議いただくことになります。地域の合意だけが促進区域の設定の要件ではございませんので、その点は御理解いただければと思います。

志賀部長 数は少ないかもしれませんが、森林における事業の中にも地域と共生している例があるかと思っておりますので、そのようなものも踏まえて引き続き検討させていただきたいと思っております。

また、税の使途の関係では、県として税収を目当てとした提案ではないということは明確に申し上げておきたいと思っております。しかし、当然に税収があることも想定しなければなりませんので、仮に税収があった場合に想定される使途を示させていただいた次第です。誰に対してというお話もありましたが、今後、補助金など様々な施策を検討していくこととなります。現時点でお示しした使途の想定の中にも、地域住民に対するもののほか、森林の回復、再エネ施設の導入支援など様々な関係者に対するものを想定しております。

議題（１）についてはこれまでも色々とお意見をいただきましたが、その集大成として、新税の目的規定をより適切なものにしていく必要があると思っておりますので、御意見を踏まえてしっかり検討したいと思っております。

田中座長 ありがとうございます。
その他に追加の御意見等はございますか。

斎藤委員 資料１の４ページについて、CO₂が排出されないことによる地球温暖化の抑制という効果に関して、地域住民と再エネ事業者の双方に利益があるはずですので、その点は資料に記載した方がよいのかなと思われました。

田中座長 ありがとうございます。
その他にも御意見があるかもしれませんが、次回以降に頂戴できればと思います。
今までの議論を踏まえると、大規模な森林開発を伴う再エネ発電施設の設置はしばしば弊害をもたらすものであるため、より弊害が少ない場所或いは地域住民の理解が得られる場所を適地とし、そこに誘導するような仕組みが必要であるということが前提となります。そして、県としては、その仕組みの一つとして税を導入し、税による経済的影響ないし間接的影響を与えることで適地に誘導していくことを考えて

いるということです。その点で、税を導入することの必要性については、委員の先生方に概ね御了解いただけたのではないかと思います。他方で、どのような税制にするのかという点や税負担をどうするのかという点によっても左右される部分があるかと思っておりますので、より具体的な制度設計の議論を進めてまいりたいと思っております。

それでは、議事（２）新税の税負担について、事務局から御説明をいただきたいと思っておりますが、その前提となるお話をさせていただきます。

まず、税の構成にはいくつかの重要な要素があり、そのうち課税対象と納税義務者については、例えば、大規模森林開発を伴って設置される再エネ発電施設を課税対象とすると、基本的に納税義務者はそのような再エネ発電施設の所有者ということになります。これが１番目と２番目の要素です。

そして、本日の議事を中心になりますが、３番目と４番目の要素として、その課税対象をどのように数値化するのかという課税標準と、それに対する税率という要素があります。多くの方が税率と聞いてイメージするのはパーセンテージで、例えば、１５０万円という課税標準に対して何％という税率を乗じるというものです。他方で、税率にはもう一つのタイプがあり、その具体例としては酒税が挙げられます。酒を１０キロリットル作ったとすると、この１０キロリットルというのが課税標準となり、例えば１キロリットルにつき１万円というような税率であれば、１０キロリットル×１万円で１０万円という税額になります。税率が金額で示されることもあるというのは一般の方には理解しにくいところがあると思っております。本日の資料２の中で登場する税率は、今申し上げた例で言えば後者ですので、事務局からは少し丁寧に御説明をお願いしたいと思います。

それでは、課税対象と納税義務者については概ね御理解いただいているとした上で、課税標準と税率についての御説明をお願いします。

笹森課長 （資料２に沿って説明）

田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の御説明や資料２を中心に、必要に応じて資料３の内容も含めて、御意見或いは御質問をお願いしたいと思います。

斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員 資料２の３ページで３つのポイントが示されておりますが、課税標準を再エネ発電施設の発電能力にするのは適当だと思いましたが、その次のページでメリットとデメリットを説明されておりますが、太陽光発電施設や風力発電施設という異なる種類の再エネ発電施設についても同じ土俵で評価できるという点で、発電能力での評価が適当だと思いましたが。

次に、資料２の５ページに関する意見として、新税の目的は、森林開発を抑制するために再エネ事業を適地に変更させるという点で、いわゆる抑止力にしたいということだと思います。そうであるとすれば、税負担の観点では、基本的に過重な負担とならなければ抑止力にはならないのではないかと思います。言葉の問題かもしれませんが、過重でない負担であれば抑止力にはなりませんので、割り切った言い方をすれば、合理的でかつ過重な負担にしないでならないのではないかと思います。

そして、資料２の５ページに記載されている２つ目の矢羽根の点について、結局は税額が抑止力そのものになると思っておりますので、再エネ発電事業の営業利益に対する割合をどのように決めるのかということが、新税の本質的な部分だと思います。後半のシミュレーションでは、その割合が３０％と４０％である場合が示されていますが、その数値をどのように決めるのかという点が難しいところだと思います。森林の価値の定量的な評価の結果を営業利益に対する割合に表すというような論理が必要

なのかなと思ったところです。

あと、細かい点ですが、資料2の4ページに記載されているメリットやデメリットは、おそらく県民や再エネ事業者ではなく行政機関等のメリットやデメリットだと思いますので、少し表現を修正した方がよいのではないかと思います。

田中座長 ありがとうございます。
佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員 斎藤先生から御指摘がありました。資料2の5ページの著しく過重な負担という点について、そもそも再エネ発電施設の設置の禁止はできないから税を導入するということでしたので、確かに過重な負担でなければ抑止効果がないとはいえ、実質的に禁止と変わらないような水準になってはならないという点も考慮する必要があると思います。その水準がどの程度の税額或いは税率なのかという点は難しいところだと感じました。

それから、教えていただきたい点をいくつか挙げさせていただきます。

まず、納税義務者については、再エネ発電施設の所有者という方向性になってきたと思いますが、再エネ発電施設の所有者に再エネ発電事業の営業利益が還元される仕組みになっているのかという点を教えていただきたいと思います。また、これまでも議論のあった経過措置の案においては、稼働済みの事業を課税対象外としていると思います。資料2の12ページの新税の対象となる可能性のある事業者については、おそらく今回の課税対象となる区域内に土地を購入している、或いは使用収益権を有しているという状況ではないかと推測しますが、そのような事業者は経過措置の対象として考慮する必要はないのかという点が気になりました。適地に誘導するにしても、既に土地を購入している事業者への対応をどのように考えているのかを教えてくださいたいと思います。

田中座長 ありがとうございます。
多田先生、お願いいたします。

多田委員 実際に同じ発電能力を確保しようとした場合、他と比較して太陽光発電施設は非常に大きな面積が必要になります。そのことを考慮すると、発電能力に対して課税するものとした場合、広範囲の森林を開発するにもかかわらず、太陽光発電の売電価格が低いことも相俟って、比較的少ない税額になってしまうと思います。ですから、発電能力や発電量に着目するだけでは不十分であり、前回までも話がありましたが、施設そのものの面積などを考慮しなければ、森林の開発面積と税額が釣り合わないのではないかと思います。

また、バイオマス発電については、一般廃棄物を燃料とするものを基準とした税率にするという記載がありますが、燃料によって特徴が異なりますので、事業数が多いからという理由で一般廃棄物を燃料とするものを基準としてしまうのは、適当ではないのではないかと思います。例えば、木質バイオマスについては、現在は輸入材の利用が多くなっており、海外からの輸入経路の関係で沿岸地域での施設設置が進んでいる状況で、本末転倒な部分があると思います。本来の国内未利用材の活用というものを目指していくとなると、運搬距離等を考慮して森林の近くに設置した方がよいということになります。

以上のように、森林開発を減らすという観点での税だと思いますので、単純に発電能力などだけではなく、各再エネ種別の特徴やCO₂の排出量など社会全体に与える影響も含めて、税率というものを考えていくべきだと思います。

田中座長 ありがとうございます。
吉村先生、お願いいたします。

吉村委員 誘導目的というものをどう考えるのかというのが問題になると思います。税として考える以上、何に担税力を見出すのかという点が重要となるところで、発電能力を出発点としているのにもかかわらず、税額を算出する際にFIT価格を考慮するという点には少し違和感があります。確かに誘導目的から考えると、一部の利益を剥奪することで事業者を誘導するということになると思いますが、税を単体としてみたときには腑に落ちないというのが率直な印象でございます。

また、営業利益に対する割合については、事業者の意思決定に影響を与えるという意味では、もちろん高ければ高いほど影響があるということになりますが、同じように利益や所得に課されている他の税とのバランスで考えると、30%、40%というのは負担として大きいのではないかという印象も持ちました。

田中座長 ありがとうございます。

私からは、他の委員の先生方と重複するものは除いて、簡単に申し上げます。

一つ目は、新税の基本的な性格を財産税とし、再エネ発電施設を所有することに税の負担能力を見出すことを基本とする中で、なぜ事業者の営業利益を考慮するのかという点です。これは、再エネ発電施設がある種の特種な財産であることによるものだと思います。普通の財産であれば、固定資産税の償却資産などのように年数が経てば経つほど減価し、財産価値が下がっていくという話になりますが、再エネ発電施設の場合は、FIT制度という国策により手厚く保護されている側面がある財産という点で特種な財産ということになります。確かに収益税的な要素ではありますが、税の負担能力を考える際に、そのような要素を全く考慮しなくてもよいということにはならないだろうと考えております。そういう意味で、事務局からの説明にあったような方向性は、基本的には十分あり得る方向性ではないかと思っております。

二つ目は、先ほどの吉村先生の御意見とも関連しますが、営業利益に対する割合の点です。いわゆる営業利益に対する現行の国税と地方税がありますが、単純に言えば収入から費用を引いた儲けのうちの約2割が国税、約1割が地方税となり、全体では儲けのうちの約3割を現行の税として支払うこととなります。そこに上乘せとしてどの程度負担を加えれば、どの程度の抑制ないし誘導効果が発揮されるのかという問題になると思います。新税を30%とすれば儲けのうちの約6割となり、40%とすれば儲けのうちの約7割で七公三民になり、その割合だけを見れば江戸時代でも五公五民だったはずということにもなりかねません。しかし、相応の理由があつて、それでしっかり納得してもらえるのであれば、七公三民もあり得ると思います。或いは、森林を守り抜くという県の強い姿勢を示すために、多少厳しくともそれで進めるというような考え方もあり得ると思います。つまり、単純に割合が問題になるのではなく、その背景が問題になるのであつて、何を守ろうとしているのかという点や何を実現しようとしているのかという点を明確にすることが最も大切だと思います。

他方で、一般的な感覚を考えると、税率というのは高くても五公五民くらいが妥当ではないかというのが普通だと思いますので、30%や40%という割合はある種の思考実験として、或いは森林を守っていくという県の強い姿勢の表れとして受け止めるべきものだと思います。その意味では、あくまで感覚的な話にはなりますが、20%前後の範囲で検討した方がよいのではないかと思います。

三点目は、先ほどの佐々木先生の御意見にもあつたように、既存の再エネ発電施設をどうするのかという点です。これは非常に悩ましい点ですが、もし森林を守ることを重視するのであれば、既に森林を開発している事業者についても、例えば3年や5年の猶予期間を設けた上で誘導し、或いは県として移転を補助するといったような

ことを通して、政策の一貫性や統一性に配慮するという方法もあり得ると感じます。
ただ今の委員の先生方の御意見や御質問について、現時点で事務局からコメントがあればお願いしたいと思います。

小林室長 佐々木先生から御質問のありました納税義務者を所有者にした点については、基本的には再エネ発電事業を行う方が再エネ発電施設を所有することが考えられますが、一部で施設をリースする場合も想定されます。そのような場合にも対応しなければなりませんので、再エネ発電施設の設置を抑制するという税の目的から考えて、その所有に着目し、再エネ発電施設の所有者としております。リースの場合には所有者にリース料が入りますので、その場合も収益が上がると考えております。

また、稼働済みの再エネ発電施設を非課税にすることに関連して、既に土地を取得している場合はどう考えるのかという点については、取得目的が不明の場合や元来自己所有の場合もありますので、そこで線引きをするのはなかなか難しいだろうと考えておりますが、少し検討させていただきたいと思っております。

それから、多田先生から御意見いただきましたが、太陽光発電施設は、他の再エネ種別と比較して、同じ出力を得る場合の森林開発面積が一般的に大きくなることは認識しております。他方、収益性の観点で見ると、晴れている昼間しか発電できない太陽光発電施設に対して、風力発電施設は風が吹いていれば夜間でも発電できますので、同じ出力の場合であっても設備利用率の関係で収益性が高くなります。バイオマス発電施設は天候に左右されませんので、更に設備利用率が高くなります。また、風力発電施設については、本体施設の面積は太陽光発電施設に比べて小さいものの、そこに至る林道や送電線なども含めると、森林開発面積は大きくなります。それぞれの面積をデータでお示しできるかについては検討させていただきたいと思っておりますが、担税力などを総合的に考慮すると、基本的には出力ベースでの課税が適当ではないかと考えております。

そして、バイオマス発電施設についても、御指摘のとおり燃料の種類に応じて様々なタイプがあることは承知しております。その上で、既存資料の中から税率の設定に必要なと思われる資料やデータを集め、適当と思われる税率の考え方をお示しさせていただきましたが、御指摘の内容については宿題とさせていただき、更に検討を進めたいと考えています。

志賀部長 税率の議論に際して、一意に決まるものではないと思いつつも、何かしらシミュレーションがあった方が検討しやすいだろうということで、明確に政策効果が出ると思われる水準で試算させていただいたものでございます。他の税とのバランスや実際の政策効果など様々な要素を考慮しながら引き続き検討していきたいと思っておりますが、御意見をいただいたように、何を守るのか、ひいては森林の価値をどう位置づけるのかといった点も密接に関係するものと思っております。もちろん森林は大切ですが、それだけではなく、全体として良い形で再エネを進めていくというのも県が果たすべき使命だと思っておりますので、その目的を念頭に置きながら、ある程度政策的な部分もありますので、御意見を踏まえながら県としての考え方を整理し、検討を進めていければと思っております。

田中座長 それでは、ただ今の事務局の方からの御説明等も含めて、委員の先生方から追加的に御意見や御質問はございますか。

多田先生、いかがでしょうか。

多田委員 税の考え方についてはやはり難しい部分がありますので、文字や数字だけではなくグラフなども示してもらった方が、もう少しイメージしやすいのではないかと思います。

ました。

田中座長 ありがとうございます。
それでは、斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員 新税の政策効果については、どの程度の税負担であれば再エネ事業者の意思決定に影響するのかという点が知りたいところだと思います。資料2の12ページに記載の既存の事業者に、どの程度の税負担であれば意思決定が変わるかを聴取する方法もあるかもしれませんが、何か検討されていますか。

小林室長 太陽光発電や風力発電の団体があり、その事務局の方々と意見交換した際に御意見を聞いてみましたが、やはり事業者の方々は、税率は低ければ低い方がよく、できれば新税がない方がよいというお話でした。もちろん今後も御意見を聞きながら進めるべきだと思いますので、その中で、どの程度の税負担であれば意思決定が変わるかという点についても聴取できるよう検討したいと思います。

志賀部長 例えば適地と想定されるような場所と森林との間のコスト差などについても検討してみようと思いましたが、再エネ事業者も経済的なものだけで動いているわけではないと思いますので、なかなか明確にすることができずに今に至っております。色々と意見交換しながら進めておりますので、様々な視点で検討しながら、適切なものを設定するようにしたいと考えております。

また、税率の議論に入り、次第にわかりにくくなってきた部分もあると思いますので、グラフなどを活用しながら、もう少しわかりやすく説明できるよう努めてまいりたいと思っております。

田中座長 今までのところで、委員の先生方から更に追加の御意見や御質問はございますか。
(特になし)

それでは、議事(3)に移りたいと思いますが、必要性の点は別としても、新税の組み立てをどうするのかという点については、様々な観点から御意見をいただいたところですので、資料3の内容には修正すべき点があるかもしれません。先ほど総務部長がおっしゃったように、委員の先生方の御意見や御質問などをもとに、もう少しわかりやすい形で、再エネ種別ごとに、どの程度の負担であれば政策効果が出るのかという点を合理的に説明できるようにしていただく必要があると思います。その際には、先ほど申し上げましたように、新税の基本的な性格と目的は何なのかという点と、県としてどのような価値を守っていこうとするのかという点に立ち返って、制度設計の議論を組み立てていただければと考えております。その上で、新税そのものが政策的な効果を狙うものになっていることもあり、例えば課税標準を発電能力のみとするのか、CO₂なども加味するのかなど、様々な考え方があり得ると思いますので、課税標準や税率などについては、一般の方々にも理解しやすいようにお示しただけるとありがたいと思っております。制度設計の際に検討すべき留意点について、これまでの議論も含めて色々と御意見がございましたので、それらを少し考慮していただければと思います。

ただ今申し上げたことを前提に、事務局から今後こういう点に留意して進めたいというお話や、委員の先生方から留意点等に関する追加の御意見などはございますか。

志賀部長 今後の進め方について、本日お配りした資料3のこれまでの論点整理というのは、既に修正すべき点が生じているものにはなりますが、委員の先生方或いはこの資料

を御覧になった方々に、一気通貫で今回の制度設計に向けた議論を振り返っていたいて、論理的な不整合がないか、追加で検討すべき点がないかなどといったことを御確認いただくための資料となっております。

今後、骨子案を作成し、更に具体化していきたいと考えており、次回に向けてその作業も進めてまいりたいと思います。可能であれば草案の段階から委員の先生方に送付させていただき、追加ないし補足すべき点や見直すべき点などの様々な御指摘をいただきながら、制度設計を深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

田中座長 これまでの議論を踏まえた大枠の中で、どのようにして合理的かつ適切な制度設計にするのかという議論を進めるため、委員の先生方或いは事務局を含めて、今後とも御尽力をお願いしたいと考えております。

ここで本日の会議は終了させていただきます。

進行を事務局の方にお返ししますので、よろしくお願ひいたします。

笹森課長 次回の研究会につきましては、2月中旬の開催を予定しております。
具体的な日程等については後日御連絡しますので、よろしくお願ひいたします。

司 会 田中座長、ありがとうございました。
それでは以上をもちまして、第3回宮城県再生可能エネルギー税制研究会を閉会いたします。

本日は皆様大変お忙しい中、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。
次回もよろしくお願ひいたします。